

第2編 障害種別ごとの取り組み

○障害のある人が、誇りと生きがいをもって地域で安心して暮らすことのできる社会の実現のためには、前項で述べてきた施策の他に、障害の特性に配慮した障害の種別ごとの施策や支援が必要です。

○このため、「障害者の生活、介護等に関する実態調査」において判明した、身体障害、知的障害、精神障害、重複障害、発達障害及び高次脳機能障害のある人ごとの課題やニーズに配慮した施策や支援を実施していきます。

〔障害種別ごとの施策体系〕

1. 身体障害のある人に係る施策の充実

- ① 「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進
- ② 多様な働き方の創出と賃金水準の向上
- ③ コミュニケーション支援の充実

2. 知的障害のある人に係る施策の充実

- ① 家族のサポート体制の充実
- ② 地域の住まいづくり
- ③ 就労の促進と収入の向上
- ④ 福祉サービスの質・量の充実

3. 精神障害のある人に係る施策の充実

- ① 医療機関との連携による相談支援体制の構築
- ② 社会参加と就労の促進

4. 重複障害のある人に係る施策の充実

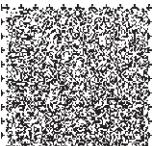
- ① 重症心身障害児（者）通園事業の充実・強化
- ② ショートステイ床の確保
- ③ 在宅サービスの充実及び医療ケア体制の整備
- ④ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

5. 発達障害のある人に係る施策の充実

- ① ライフステージに応じた支援に向けた体制づくり
- ② 障害への理解に関する普及・啓発

6. 高次脳機能障害のある人に係る施策の充実

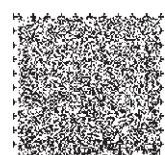
- ① 高次脳機能障害のある人及びその家族に対する支援の強化
- ② 障害に対する正しい理解に向けた普及・啓発
- ③ 関係機関による支援ネットワークの構築



1. 身体障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

- 実態調査から、住まいとまちづくりに関して、身体障害のある人は、自らの持ち家で暮らす人が多く（71.7%）、しかし、その自宅に関しては、階段や段差が多く不便と感じる割合が30.1%と高い状況です。一方で将来暮らしたい場所は「このまま自宅で暮らしたい」が80%を超えていました。住宅については、改修等個々で住宅整備を行っているのが現状です。
- 本県では、公共交通機関や駅のバリアフリー化を計画的に推進していますが、身体障害のある人の半数以上の人一人で遠方への外出が可能であるものの、バリアフリー化が進んでいない施設に対する困難を感じる割合も高くなっています。また、視聴覚障害のある人の約4割が「視聴覚障害者に対応した設備が少ない」と感じています。
- 世帯の主な収入源は、本人の就労収入の割合が24.1%と高く、パソコンを使っている人の割合も39.2%で、パソコンの使用目的では、「仕事の道具として使っている」が、30%です。
- パソコンを在宅勤務の道具として使用している割合は、5.3%であり、必ずしも高いとは言えませんが、今後の日中の過ごし方の希望として、自営業や内職・自宅での仕事等自宅で過ごすことを希望する割合が高くなっています。
- 身体障害のある人は、企業での就労やITを活用した在宅勤務をされている人の割合が他の障害のある人と比較して高いと思われますが、「世帯の暮らし向き」や「今の生活状況の感じ方」に関する問では、「生活に余裕がある」、「満足」の割合が、他と比べて必ずしも高い割合を示している訳ではなく、このことから賃金水準が十分なものとなっていないことが推測されます。
- 身体障害のある人は、就労能力があっても、社会環境が十分整備されていないために外出に困難を伴う場合が多く、社会参加や就労がしづらいといった課題があると考えられます。
- 聴覚障害のある人は言葉によるコミュニケーションが難しいため、「医療機関において医師や看護師とのコミュニケーションが難しい」と感じる割合が37.6%（全体は11.9%）と高く、また「生活状況が不満、やや不満」の人のうち「障害のことも含め、自分のことが周りに理解されていない」と感じる割合も48.4%（全体は36.7%）と高くなっています。



(2) 取り組みの方向性

① 「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進

○情報面を含めた総合的なバリアフリーの推進及び「人にやさしい街づくり」を推進し、身体障害のある人の社会参加を促進します。

② 多様な働き方の創出と賃金水準の向上

○ITを活用した在宅勤務、テレワーク等をより一層進め、障害の特性に応じた多様な働き方や雇用機会の創出により、身体障害のある人が有する能力の活用を通じて賃金水準の向上を図ります。

③ コミュニケーション支援の充実

○他者とのコミュニケーションをとることが難しい視覚障害や聴覚障害のある人に対するコミュニケーション支援の充実のため、手話通訳者や要約筆記奉仕員、盲ろう通訳・介助員、点訳・録音奉仕員の養成を図るとともに、災害時や緊急時を含めた視聴覚障害のある人に対する情報伝達体制の構築を図るなど、視聴覚障害のある人に対する総合的なコミュニケーション支援の充実を図ります。

2. 知的障害のある人に係る施策の充実

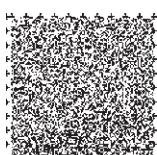
(1) 現状と課題

○生活状況に関しては、自宅で親・兄弟と暮らしている人の割合が高く、一方、障害者施設で暮らしている人の割合も11.7%あり、将来暮らしたい場所として、「グループホームに入居したい」が10.8%あります。

○現在の入所先は、「家族が自分に合ったところを探してくれた」が40.5%で、世帯の主な収入源についても、「家族が働いて得た収入」が45.0%と半数近くを占める等、家族が中心となって自宅で支えており、家族依存型となっている現状があり、家族に対するサポート、相談支援体制の充実・質的向上が必要です。

○困ったときの相談相手は、家族の他、「施設の指導員など」に相談する割合が26.4%と高く、市町村の相談窓口(11.8%)や相談支援事業所(4.6%)は低くなっています。

○グループホーム、ケアホームの重要性が指摘されていますが、財政的支援が不十分であり、整備があまり進んでいません。



○企業等で働いた経験がある人は少なく（20.6%）、「働きたいが就職先がない」（16.7%）、「企業の仕事についていく自信がない」（60.8%）といった理由が高くなっています。

○平日昼間の居場所として、通所施設や作業所に通う人の割合が高いものの、世帯の主な収入源では「家族が働いて得た収入」（45.0%）、「本人の年金」（21.4%）の割合が高く、一方で世帯の年間収入は100万円未満が31.4%となっています。

○こうしたことから、福祉就労の工賃が低く、家族の収入や年金に依存し低所得の割合が高いといった課題がみられます。

○福祉サービスの利用に関して、平日の昼間の居場所として31.4%の人が、通所施設や作業所に通っていますが、一人で遠方まで外出が出来る人は14.9%、一人での外出は困難という人は44.1%となっています。

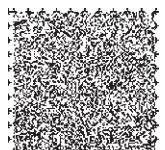
○こうしたことを反映して、現在利用している福祉サービス及び今後利用したい福祉サービスとともに、「短期入所（ショートステイ）」、「移動支援」、「日中一時支援」の割合が高くなっています。

○今後の日中の過ごし方の希望では、「通所施設などで工賃を得る仕事をしたい」（25.8%）が高く、サービスを利用しやすくするために必要なことでは、「障害特性や年齢に応じたきめ細かいサービスの種類を増やす」（37.2%）ことや「施設職員等の障害に対する理解や介護技術の向上」（28.2%）といった質の向上を求める傾向があり、また、「通所やショートステイを利用する際の送迎サービスを強化する」の割合も22.5%と高くなっています。

○行政に望むこととしても「短期入所（ショートステイ）サービスの充実」（16.3%）、「障害者の個々の状況に応じた日中活動の場の充実」（26.6%）、「グループホームやケアホームの整備推進」（24.6%）のように日中の居場所の確保に関するこの他、「授産施設や作業所等への支援」（27.4%）、「入所施設の充実・整備推進」（21.7%）と作業所や施設の整備・充実を求める割合も高いものとなっています。

（2）取り組みの方向性

① 家族へのサポート体制の充実



○家族へのサポート体制を充実させるため、県自立支援協議会による地域自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを行い、市町村の相談支援の質の向上を図ります。

② 地域の住まいづくり

○実態調査の結果から、知的障害のある人は自立志向が高くグループホーム、ケアホームの充実や民間賃貸住宅を活用し地域の住まいづくりが必要と考えられます。このため、グループホーム、ケアホームの整備が進まないことについて要因を分析し、奈良県独自の効果的な整備手法を検討のうえ、計画的な整備推進を図ります。

③ 就労の促進と収入の向上

○授産品の質の向上を目指し、工賃倍増5ヵ年計画に基づいて実施している経営コンサルティング、設備整備等への助成をより一層推進していきます。

○障害のある人の職業紹介・マッチングに関してハローワーク及び特別支援学校が対応してきましたが、働きたいけれど働けない、企業についていけないといった課題を解決するため、就労に向けたマッチング機能の充実・強化の推進を目的として、

- ① 経営団体、労働団体、福祉団体、行政による体制整備
(社団法人の設立)
- ② アンテナショップによる作業所製品の高度化、販路拡大、商品開発
- ③ 公的機関による授産品の調達の拡大等の取り組みを行います。

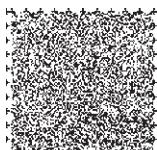
また、①により新設する社団法人による企業と障害のある人の相互理解を進めるとともに、将来的には職業紹介の実施を検討します。

○障害のある人にとって重要な収入源である障害年金を十分なものとするため、その給付水準の向上を国に働きかけます。

④ 福祉サービスの質・量の充実

○知的障害のある人は、福祉サービスを利用し事業所に滞在している時間が長いと考えられるため、生活の質の向上のためには福祉サービスを質と量の両面から充実を図ることが必要です。

○このため、基盤整備等事業所への財政的支援を通じて経営の向上による



人材の養成・確保を図り、併せてサービスの中身の充実、授産施設等における作業等の質の向上を通じて、利用する障害のある人の満足度を高め、工賃アップと生活の質の向上を図ります。

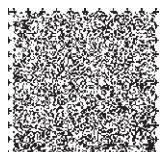
3. 精神障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

- 実態調査の結果から、精神障害のある人の生活状況に関して、持ち家に居住している人の割合（53.8%）が相対的に低く、借家（12.7%）で同居者のいない一人暮らしの割合（15.0%）が高いことがわかりました。
- しかも、現在の入居先の利用経緯は、家族が探す割合よりも医療機関からの紹介の人が50.0%と高く、外出の状況でも、一人での外出が困難（16.7%）という人の割合は低いが、外出目的は「通院」が59.9%と6割近くを占めています。
- 困った時の相談相手も、「かかりつけ医」が42.2%となっています。
- 精神障害のある人は、その障害特性から人付き合いが乏しく、支援者（家族を含む）との接点が少ない一方で、医師・医療機関との関わりが大きく、医師・医療機関との連携が重要な課題であると考えます。
- 社会参加と就労・収入に関して、近所づきあいを殆どしていない（33.0%）、地域行事に参加したことがない（53.2%）といった割合が高く、世帯の主な収入源は「本人が働いて得た収入」が4.4%と低くなっています。
- 57.1%の人が企業等で働いた経験があるが、「病気のため現在は働くことができない」という人も33.6%います。しかしながら、「自分のペースで好きな仕事ができるなら働きたい」という人も41.9%にのぼります。
- 現在の生活状況を「不満」（24.8%）と感じている人の割合が相対的に高く、今後の日中の過ごし方の希望では、「自宅で内職などの仕事をしたい」（4.0%）、「自宅でパソコン等を使った仕事（在宅勤務）がしたい」（5.1%）、「自宅や施設等で過ごしたい」（21.7%）等、自宅で過ごすことを希望する傾向が見られます。

(2) 取り組みの方向性

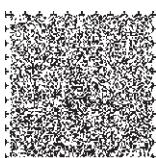
① 医療機関との連携による相談支援体制の構築



○福祉と医療の連携については、各事業所や病院が個別に相談等の対応をしているのが現状であり、連携に向けた取り組みについても地域間の格差があると考えられます。このため、各地域自立支援協議会が中心となって、地域や圏域レベルでの医師・医療機関とのネットワークを構築します。

② 社会参加と就労の促進

- 障害特性から社会参加の機会が乏しく、また障害に対する理解も進んでいないことから、就労や雇用が進まないといった現状を解決するため、今後はより一層、障害特性に応じた多様な雇用機会の創出（短時間労働、週・月当たり数日間の就労）を目指します。
- このため、現在、精神障害のある人への職業紹介はハローワークが主として担っていますが、新設する社団法人の活動を通じて、企業と精神障害のある人の相互理解を促進し、企業と連携してマッチングのための職業紹介等の仕組みを検討していきます。
- 県と社団法人による精神障害のある人の雇用促進に向けた啓発活動も積極的に展開します。
- 実態調査の結果から、「相談支援の充実」（40.5%）、「地域住民への理解を深める啓発」（36.9%）を行政の取り組みで必要なこととして望む割合が高く、「障害を理解してもらいたい」、「相談を聞いてもらいたい」というニーズが高いものと考えられます。このため、地域自立支援協議会が中心となって、医師・医療機関を含めた地域の中の関係機関のサポート、ネットワークの構築、相談支援の充実・強化を図りつつ、地域住民等に対する理解の促進、普及・啓発に努めます。
- 精神障害のある人やその家族の人が疾患や障害を理解し、安定した地域生活を送ることができるよう、当事者同士のピアサポート活動への支援を行います。
- 地域の人々が心の健康に关心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処することができるよう、県は心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を行います。
- 学校教育と連携し、教職員を含めた研修等の機会を通じ精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。



4. 重複障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

- 重症心身障害児（者）施設の医師、看護師が不足しています。
- 重症心身障害児（者）通園事業のための施設やショートステイ床が不足しています。
- 実態調査の結果から、重複障害のある人及びその家族が「行政の取り組みで必要」と感じていることとして、「地域住民の障害のある人への理解を深める啓発」や「障害のある人に配慮した保健、医療体制の充実」、「障害のある人の個々の状況に応じた日中活動の場（軽作業、レクリエーション、創作活動など）の充実」などの割合が高いことがわかりました。
- 在宅の重症心身障害児（者）のための医療ケア体制の整備が必要です。
- 重症心身障害児（者）が地域で家族と安心して暮らせるようレスパイトサービスの充実が必要です。

(2) 取り組みの方向性

① 重症心身障害児（者）通園事業の充実・強化

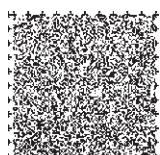
- 在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なリハビリテーションや療育を行うため、重症心身障害児施設等において実施している重症心身障害児（者）通園事業について、県は充実・強化を図ります。

② ショートステイ床の確保

- 重症心身障害児（者）のニーズに応じて、障害福祉サービスが提供されるよう、サービスの充実に努めます。特に在宅の重症心身障害児（者）が地域で安心して暮らせるよう、また、家族のレスパイトのため、市町村と連携して生活実態やニーズの把握等を行い、必要数を見極めたショートステイ床の確保を図ります。

③ 在宅サービスの充実及び医療ケア体制の整備

- 在宅の重症心身障害児（者）や重度の知的・身体・精神障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、訪問看護やホームヘルプサービス、地域の医師による往診の実現など在宅サービスの充実を図ります。また、医療機関と連携をとり医療ケア体制の整備を進めます。



○県は、障害について深い知識をもった、質の高い医療従事者の養成確保に努めます。

④ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

○在宅の重症心身障害児（者）等の家族を中心としたレスパイトケアを充実させるため、医療従事者をはじめ、広く県民にその必要性、重要性を認識する場を確保し、普及・啓発に努めます。

5. 発達障害のある人に係る施策の充実

（1）現状と課題

○早期に障害に気づき、早期に療育を実施する体制の整備が必要です。

○実態調査の結果から、発達障害のある人及びその家族が「行政の取り組みで必要」と感じていることとして、「障害のある人の個々のニーズに対応した教育内容や教育体制の充実（55.6%）」や「機能訓練や日常生活訓練の場や機会の充実（44.4%）」、「地域住民の障害のある人への理解を深める啓発（40.8%）」、「障害のある人に必要な相談や情報を提供する体制の充実（37.2%）」の割合が高いことがわかりました。

○教育機関と連携し教育現場における適切な相談支援体制の整備の推進や身近な相談支援体制の整備などが求められます。

○学校卒業後の就労支援体制の整備が必要です。

（2）取り組みの方向性

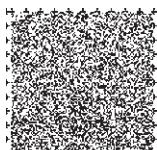
① ライフステージに応じた支援に向けた体制づくり

○県の発達障害児（者）支援の拠点として、発達障害支援センター「でいあ～」の運営を充実・強化します。

○より身近な地域における相談支援体制を構築するため、療育・発達支援コーディネーターを全圏域に配置します。

○福祉と教育及び医療機関が連携し、幼少期から成人期にかけてライフステージに応じて一貫したサポート体制の構築を図ります。

○各ライフステージにおける支援者や就労後の企業等へのスムーズな移行、理解促進のため、発達障害児（者）の生育歴、自己プロフィール等



を記載した「サポートブック」の作成と普及を図り、途切れることのないサポートを実施します。

○ハローワークや障害者就業・生活支援センター、奈良障害者就業センター等と連携をとりながら発達障害のある人の就労に対する支援に努めます。

② 障害への理解に関する普及・啓発

○発達障害支援センター「でいあ～」における普及・啓発活動を充実・強化します。

○市町村や教育機関との連携を強化し、発達障害に関する理解の普及・啓発を行います。

6. 高次脳機能障害のある人に係る施策の充実

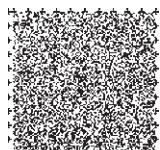
(1) 現状と課題

○高次脳機能障害の特性から、家庭生活や就労において様々な課題を抱えていますが、福祉サービスに繋がりにくいといった課題があり、家族の負担が増大しています。

○実態調査の結果から、高次脳機能障害のある人及びその家族が「行政の取り組みで必要」と感じていることとして、「機能訓練や日常生活訓練の場や機会の充実(33.5%)」や「障害のある人に必要な相談や情報を提供する体制の充実(33.5%)」、「障害のある人に配慮した保健、医療体制の充実(26.5%)」、「地域住民の障害のある人への理解を深める啓発(25.7%)」の割合が高いことがわかりました。

○外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などを伴う高次脳機能障害は、障害そのものによる生活上の困難に加え、外見上わかりにくいという特性もあり、周囲の人々に理解されにくく、本人も自覚していないことが多いため、必要なリハビリテーションや生活訓練、福祉サービスを受けていない人も多いと考えられます。

○高次脳機能障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、医療従事者や障害福祉サービス事業者、行政機関の職員など、当事者とその家族と接する関係者が適切な知識を共有して当事者を支えることが必要ですが、現状では、高次脳機能障害のある人のニーズにそったネットワ



一ク体制が整っていないと考えられます。

(2) 取り組みの方向性

① 高次脳機能障害のある人及びその家族に対する支援の強化

○高次脳機能障害は事故や病気の後遺症として、突然、障害をもつことになることから、本人や家族の精神的な負担が大きく、また医療や福祉の制度についても十分な知識が得られていない場合が多いことから、支援体制の充実が求められています。このことから、平成20年10月に開設した奈良県高次脳機能障害支援センターのさらなる機能強化を図るとともに、医療機関及び障害福祉サービス事業所における支援や市町村における相談支援体制を充実させるための取り組みを行っていきます。

② 障害に対する正しい理解に向けた普及・啓発

○高次脳機能障害は、外見上わかりにくく、症状も人によって異なるため、医療機関で正確な診断を得るためにには、高次脳機能障害に関する専門的な知識が必要となります。障害発症後、早期に適切な診断を受け、円滑にその後のリハビリテーションや生活訓練、福祉サービスにつなげるため、医療関係者に対する普及・啓発に努めます。

○高次脳機能障害のある人は、「感情のコントロールができない」「状況に適した行動がとれない」などの社会的行動障害を伴うこともあることから、社会参加を推進するためには、周囲の人々に高次脳機能障害のことをよく理解してもらうことが必要です。そのため福祉や就労機関の関係者をはじめ、広く県民に、高次脳機能障害について正しく理解してもらうよう普及・啓発に努めます。

③ 関係機関による支援ネットワークの構築

○高次脳機能障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、その状態やニーズに応じた切れ目ない支援を得ることが必要であることから、医療機関や障害福祉サービス事業所、行政機関など、当事者とその家族を支援する関係機関が連携を図り、診断からリハビリテーションや生活訓練、福祉サービス、就労につなげていくためのネットワークの構築を図ります。